

札幌 SDGs 先進企業認証制度 申請の手引き

～社会課題の解決と企業成長の同時実現を目指して～



札幌市 経済観光局 産業振興部 経済企画課

2025 年 7 月 25 日版

目次

1	札幌 SDGs 先進企業認証制度の概要	2
2	申請様式の記載方法	4
3	評価のポイント	10
4	認証までの流れ	12
5	認証のメリット	13
6	札幌 SDGs 先進企業認証制度 申請サポート機関	14
7	認証後、公表する情報	15
8	進捗状況報告、認証資格の更新	15
9	認証内容の変更	15
10	認証の辞退	15
11	認証の取り消し	15
12	留意事項	16

1 札幌 SDGs 先進企業認証制度の概要

【 企業が SDGs に取り組む必要性 】

SDGs とは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015 年の国連サミットにて全会一致で採択された 2030 年を年限とする国際目標です。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本でも積極的に取り組まれています。

世界全体が SDGs の達成を目指す中、これを無視して事業活動を行うことは、企業の評判や消費者が商品を購入しない等の企業の持続可能性を揺るがす「リスク」をもたらします。

一方、企業がビジネスを通じて SDGs に取り組むことは、企業の存続基盤を強固なものにするとともに、未だ開拓されていない巨大な市場を獲得するための大きな「機会」となり得ます。

このため、持続可能な企業活動の観点から、SDGs の実現に向けた経営戦略に取り組んでいくことが重要です。

【 認証制度の背景・目的 】

札幌市では、企業活動を通じて SDGs の達成に向けて取り組む市内企業を市が「見える化」することで、SDGs に積極的に取り組む企業を支援しております。

そのファーストステップとして、SDGs 経営の普及啓発を目的に、市内企業の自己評価に基づき市が登録する「札幌 SDGs 企業登録制度」を立ち上げ、運用しているところです。

しかしながら、市内企業に行ったアンケート調査の結果、「SDGs の取組は社会的責任として重要」と考える企業が多く、SDGs の取組をビジネスの観点で捉えられていない現状がありました。

そこで、セカンドステップとして、「札幌 SDGs 先進企業認証制度」を立ち上げ、本業の一環として SDGs に取り組み、社会課題の解決と企業価値の向上の同時実現に取り組む企業を創出し、支援することで、持続可能な企業活動を後押しするとともに、札幌経済の持続的な発展を進めてまいります。

【認証制度の概要】

(1) 対象者

札幌市内に本社、支店等の事業所を有し、札幌市内において事業活動を行う法人、個人事業主。

※ 大企業も対象となります。

※ NPO 法人や学校法人、社会福祉法人等の非営利組織も対象となります。

※ 札幌 SDGs 企業登録制度に登録された企業でなくても対象となります。

(2) 申請内容

・ 経営体制に関する SDGs の取組評価項目

→ 自社の経営体制について、「人権・労働」「環境」「事業」「組織体制」「社会貢献・地域貢献」の5分野に関して現在実施している具体的な取組を記載していただきます。

・ 社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価項目

→ 事業活動について、社会課題の解決に向けた取組と自社の成長戦略の両側面を記載していただきます。

※ 詳細は、P4～P8 を参照

(3) 認証企業上限数

20 社程度/年

うち、大企業は5社程度を上限として設定。

(4) 申請要件

「経営体制に関する SDGs の取組評価」全 25 項目のうち、20 項目以上具体的な取組が記載できていること。

※ 全 25 項目中、15 項目が「基本」項目、10 項目が「応用」項目となっており、「基本」項目は全 15 項目、「応用」項目は5項目以上具体的な取組が記載できていることが必要です。

※ 具体的な取組を記載した項目に関する挙証データを添付していただきます(個人情報を含むものやセキュリティ上添付困難なものを除く)。

上記の要件を満たしていなければ、申請は出来ません。

(5) 認証要件

「経営体制に関する SDGs の取組評価」及び「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」の合計点数が高い順から選定します。

企業規模別の要件は以下のとおりです。

・ 大企業の場合

評点が 100 点満点中 70 点以上となっていること。

70 点以上となった企業の数が5社程度を超えた場合、点数の高い順から認証します。

・ 中小企業※等の場合

評点が 100 点満点中 60 点以上となっていること。

60 点以上となった中小企業等の数が、70 点以上となった大企業の数と合わせて 20 社程度を越えた場合は、点数の高い順から選定します。

※ ただし、大企業・中小企業等とも、「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」項目の評点が 25 点以上となっていることが必要です。

※ 中小企業とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条に規定する企業(個人事業主を含む。なお、開業している者に限る。)に該当するものをいう(大企業の子会社等、実質的に大企業に支配されていると判断される企業を除く)。

※ 小規模企業は、中小企業等に含まれます。

※ NPO 法人などの非営利組織は、中小企業等に含まれます。

(6) 審査

事務局にて申請企業へのヒアリング調査による取組内容の実施状況を確認したうえで、有識者による審査委員会にて申請内容を審査します。

(7) 札幌 SDGs 企業登録制度との対照表

	認証制度	登録制度
目的	社会課題の解決と企業成長を両立するロールモデルの創出	SDGs 経営の普及啓発
対象企業	札幌市内に本社、支店等の事業所を有し、札幌市内において事業活動を行う法人、個人事業主(大企業含む)。	
申請内容	- 経営体制に関する SDGs の取組 - 社会課題解決と企業成長の同時実現に関する事業活動	- SDGs 達成に向けた重点的な取組 - 取組状況チェックリスト
審査	ヒアリング調査と、有識者による審査を踏まえ、基準を満たした企業を認証	申請企業の自己評価により基準を満たした企業を登録
認証・登録 上限数	20 社程度/年 ※うち大企業は5社程度まで	上限なし

2 申請様式の記載方法

【提出書類】

- 札幌 SDGs 先進企業認証制度申請書：様式第6号
- 経営体制に関する SDGs の取組評価：様式第7号
- ※ 取組内容に関する挙証データの提出も必要です。
- 社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価：様式第8号
- 事業活動に関するロジックモデル：様式第8号別紙

【申請方法】

札幌 SDGs 企業ポータルサイトからご申請ください。

URL: <https://www.sapporo-sdgs.com/>

※ ポータルサイトの利用にはユーザ会員登録が必要です。

【様式第6号 札幌 SDGs 先進企業認証制度申請書】

- 申請者の基本情報を記載していただく様式です。
- 「所在地」「企業名」「業種」については、認証を受けた場合、札幌 SDGs 企業ポータルサイトに公表されます。
- 申請は法人格単位で行っていただきます。**ホールディングス会社が申請し、認証を受けた場合、認証の対象となるのはホールディングス会社のみで、その傘下企業は認証企業とはなりません。グループ会社としての関連会社や子会社も同様です。
- 本社が札幌市内に所在する場合は、本社が管轄する札幌市内外の事業所の取組を記載してください。本社が札幌市外にあり、支店や工場のみ札幌市内に所在している場合は、申請書に記載できるのは、札幌市内の支店や工場等における取組のみとなります。そのため、札幌市内で主な事業活動を行っていない場合は、申請様式への記載が困難な場合がありますのでご留意ください。

- ・ 申請内容は、原則、申請する企業が取り組んでいる内容をご記載いただきます(申請内容に関連しないグループ会社の取組は記載不可)。ただし、製造委託等で、申請企業がグループ会社等の業務内容や取組を明確に指定した契約を締結している場合や、SDGsに関する取組を明確に指定している場合は、グループ会社等の取組内容も申請企業の取組として記載が可能です。

【様式第7号 経営体制に関するSDGsの取組評価】

- ・ 本様式は、認証を受けた場合に、札幌SDGs企業ポータルサイトにて公表されます。
- ・ 後述する「3 評価のポイント」で示す評価ポイントを意識しながら記載してください。
- ・ 「人権・労働」「環境」「事業」「組織体制」「社会貢献・地域貢献」の5分野について、現在実施している項目にチェックを付けるとともに、具体的な取組を記載していただきます。
- ・ 全25項目中、取組レベルの「基本」項目が15個、「応用」項目が10個で構成されており、「基本」の全15項目に加え、「応用」項目は5個以上の具体的な取組の記載が必要です。
- ・ 具体的な取組を記載した内容に関して挙証となるデータを添付してください。ただし、個人情報に掲載されたデータは絶対に添付しないで下さい。個人情報を含むデータのほか、セキュリティ等の理由により添付が困難なものについては、ヒアリング時に確認いたします。
- ※ 挙証データはポータルサイトに公表されません。
- ・ 各項目に関連する国の認定制度(健康経営優良法人認定制度等)を取得している場合は、その旨も記載してください。

《札幌SDGs企業ポータルサイト 記入例》

人権・労働		環境	事業	組織体制	社会貢献・地域貢献
No.	項目	レベル	チェック	具体的な取組 ※現在取り組んでいる内容を記載してください。	
1	差別・ハラスメントの禁止	基本	☒	差別・ハラスメントの禁止に関する取組内容 【必須】 ・ ハラスメントを防ぐためのルール作りの実施 ・ 人権教育の実施 ・ 相談体制の構築	
記載例				法令遵守確認事項 ※以下の事項が実施できているかご確認ください。 ・ 職場におけるパワハラ防止措置を講じることの義務 ・ 職場におけるセクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに対する雇用管理上の措置を講じることの義務 挙証データ（登録可能な形式・容量：jpg/gif/png/PDF/Word/Excel・5MBまで、2つ添付可） ファイルを選択してください ファイルを選択してください	

【重点項目について】

- ・ 札幌市は、2020年2月に「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、2022年11月には国の脱炭素先行地域に選定される等、脱炭素化の実現に向けた動きを重視していることから、「脱炭素」項目を重点項目に設定しています。「脱炭素」項目については、全て記載・選択してください。

- ・ プルダウンが設けられている項目は該当する選択肢を選択して下さい。回答した選択肢に応じて、グレイアウトし、入力不可となる項目があります。
 - ・ 「再エネの利用状況」は、設備導入による自社での再エネ発電のほか、電力会社の契約プランを通じた再エネの利用や再エネ電力証書の調達、再エネ発電により創出されたJクレジットの購入等も対象となります。
 - ・ 「自社の使用電力に対する再エネの割合」は、1年間の使用電力に対する再エネ利用量の割合を記載してください。なお、再エネの利用が1年未満の場合は、未利用期間の再エネ利用量を0とし、1年間の総使用電力に対する再エネ利用量の割合を算出してください。
 - ・ 「温室効果ガスの排出量」は、1年間の排出量を算出することとし、実測値でも、排出原単位※による算出でも構いません。なお、排出量の把握可能な期間が1年未満の場合、把握可能な排出量を1年間に換算して算出してください。
- ※ 排出原単位:経済活動量あたりの温室効果ガス排出量を表す指標のこと。売上高あたりの排出量や従業員あたりの排出量などがある。
- ・ 「温室効果ガスの排出量」は、契約している電力・ガス会社のHP 又は環境省のHP に掲載されているエネルギーや燃料の排出係数を用いて算出することが可能です。
 - ・ 「目標達成に向けた今後の取組」には、目標を達成するために今後、新たに取り組む内容を記載してください。

《札幌 SDGs 企業ポータルサイト 記入例》

記載例

8 脱炭素②（発展） 応用

重点項目

再エネの利用状況 **【必須】**

※「再エネを利用している」場合は、チェック欄にチェックをつけてください。

②再エネを利用している ▼

再エネの利用状況に関する具体的な内容

・ 社内の消費電力の一部に再生可能エネルギーを利用するよう契約している。

・ 太陽光パネルを設置し、発電した電力を自社で利用している。

※証データ（登録可能な形式・容量：jpg/gif/png/PDF/Word/Excel・5MBまで、2つ添付可）

📎

ファイルを選択してください

📎

ファイルを選択してください

自社の使用電力に対する再エネの割合

②自社の使用量に対する再エネの割合を把握している ▼

自社の使用電力に対する再エネの割合（％）と、その算出方法

50％

総消費電力量1,500,000kWh/年のうち、再エネ使用量750,000kWh/年。

【様式第8号 社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価】

自社の事業活動について、社会課題の解決に向けた取組と自社の成長戦略の両側面から記載してください。また、後述する「3 評価のポイント」で示す評価ポイントを意識しながら記載してください。

Point

本認証制度でいう「企業成長」とは、単に社会貢献活動を行うに留まらず、本業の一環として社会課題の解決に取り組むことで、企業の売上の増加や付加価値の向上、新規顧客数の増加、コストの削減、従業員の雇用増加等といった経営に好影響を及ぼすこと、と定義しています。

(1) 解決しようとする社会課題とアプローチ方法

事業活動を通じて解決しようとする社会課題とそのアプローチ方法を簡潔に記載してください。

(2) 社会課題解決に向けた事業活動と見込まれる自社への経済効果

※ 以下①～③は、「④ 事業活動のロジックモデル」の作成を行ってから記載することを推奨しております。

① 社会課題解決に向けた現在の事業活動

社会課題解決に向けた現在取り組んでいる事業活動の内容と、その活動によりどのような企業の成長が生まれているかを記載してください。

② 社会課題解決に向けた挑戦的な事業活動

社会課題解決に向けた挑戦的な事業活動の内容と、その活動によりどのような企業の成長が見込まれるかを記載してください。

Point

「挑戦的な事業活動」とは、以下のいずれか又は両方を満たす活動を指します。

- ・ 申請企業において、今後新たに実施する予定の活動。
- ・ 申請企業が属する業界において、先進性(又は独自性)のある活動。

③ 見込まれる自社への経済効果

上記①及び②の事業活動を通じて、自社にどのような経済効果が生まれることが見込まれるかを記載してください。経済効果の内容は定性的、定量的どちらでも構いません。

④ 事業活動のロジックモデル

ロジックモデルとは、事業や組織が目的とした変化や効果の実現に向けた道筋を図示したものです。本認証制度では、事業活動の目的達成のために、現在の事業活動と今後挑戦する事業活動を中長期的な目線で戦略的に考える機会としていただくため、ロジックモデルを作成していただきます。

なお、ロジックモデルは、上記①～③の内容を整理するためのものであるため、先にロジックモデルを作成してから、上記①～③を記載すると整合性の取れた内容となります。後述する「3 評価のポイント」のとおり、ロジックモデルそのものは評点の対象外となるため、ロジックモデルに記載した内容は、様式第8号に漏れなく落とし込んでください。

Point

【ロジックモデル作成の手順】

① アウトカムを設定

事業活動を通じて見込まれる「自社の経済的效果」と「社会課題解決に関する効果」の両側面の効果を設定します。

② 行動・アウトプット・インプットの設定

アウトカムの実現に向け、どのような取組を行うかを3段階に分けて整理します。

- ・ 事業活動を行うために必要な「行動」を整理
- ・ その行動の結果、生まれるモノ・サービス・状態を「アウトプット」として設定
- ・ その実現のために必要な資源(人材、モノ、資金)を「インプット」として設定

【留意点】

- ・ インプットからアウトカムまでのロジックに整合性があるよう記載してください。
- ・ 「現在の事業活動」及び「挑戦的な事業活動」のロジックを各1つ以上設定してください。
- ・ アウトカムには「自社の経済的效果」及び「社会課題解決に関する効果」を各1つ以上は設定してください。

《札幌 SDGs 企業ポータルサイト 記入例》

(5) 事業活動のロジックモデル

記載例	インプット	行動	アウトプット	アウトカム
現在の事業活動	【必須】 開発に係る専用の〇〇部署を立ち上げ、〇〇人を配置	【必須】 試作品の開発	【必須】 電気自動車の完成	【必須】 新規顧客の獲得 自社の経済的效果
挑戦的な事業活動	【必須】 資源調達ラインを担当する従業員を配置	【必須】 調達先の再整理	【必須】 環境や社会に配慮した資源の調達	【必須】 資源調達におけるプロセスも含め、自社における 社会課題解決に関する効果
現在の事業活動	品質管理の専門家の雇用	試験	品質不良発生率の減少	利益率の向上 自社の経済的效果
挑戦的な事業活動	生産ラインに必要なスペースの確保	量産体制の構築	電気自動車の量産	自社製品によるCO2発生量低減 社会課題解決に関する効果

(3) 事業活動を通じて5年後に目指す自社の姿

現在の事業活動及び挑戦的な事業活動を通じて、5年後にどのような企業となっていきたいかを記載してください。企業としての将来像を記載していただくため、抽象的な表現となっても問題ありません。

(4) 事業活動を通じた自社の挑戦的な目標

事業活動を通じて達成を目指す目標を、「社会課題解決に向けた目標」と「企業成長に向けた目標」の両側面から記載してください。なお、ロジックモデルのアウトカムで設定した「自社の経済的効果」及び「社会課題解決に関する効果」と整合性のある目標を設定することが必要です。また、必ず定量的なものとなる指標を設定してください。

目標年は、原則、現状年から5年後としてください。5年後の設定が困難な場合は、4年～6年の間で設定してください。

※ 社会課題解決に向けた目標：「環境」「社会」のどちらかを選択

※ 企業成長に向けた目標：「経済」「社会」のどちらかを選択

≪札幌 SDGs 企業ポータルサイト 記入例≫

(7) 事業活動を通じた自社の挑戦的な目標

社会課題解決に向けた目標

記載例

※必ず定量的なものとなる指標を設定してください。

分野【必須】

☒ 環境 ☐ 社会

指標【必須】

自社製品によるCO2排出量

定量的なものとなる
指標とすること

現状値

年【必須】

2023年

現状値【必須】

〇〇 t-CO2/年

目標値

※原則、現状値から5年後に設定してください

年【必須】

2028年

目標値【必須】

2023年比30%減

5年後を
設定

(5) 事業活動を通じて見込まれる地域社会へのインパクト

影響を与えることが見込まれる地域社会へのインパクトを「環境」分野、「社会」分野、「経済」分野の三側面から記載してください。

(6) 地域社会へのインパクトに関連する SDGs のゴール

事業活動を通じて地域社会に与えるインパクトに関連する SDGs のゴールを選択してください。複数選択することが可能です。上限はありません。

3 評価のポイント

【様式第7号 経営体制に関するSDGsの取組評価】

本様式は、50点満点で評価します。

分野	人権・労働	環境	事業	組織体制	社会貢献・ 地域貢献	合計
配点	6点	20点	6点	10点	8点	50点

申請内容は以下の観点で評価を行います。

	評価ポイント
取組の実施状況が 確認できるか否か	申請日時点で実施できている取組内容が記載されていること ※今後取り組む予定の内容は不可
	取組内容の挙証データが確認できること ※申請時に提出が困難な場合は、ヒアリング審査時に確認します
	運用実績があること ※社内制度は整備しているが、運用できる風土がない等の状況は不可
取組の内容が各項目 に適切な内容か否か	具体性のある取組内容が記載されていること ※啓発のみに留まる取組は不可
	組織的・網羅的に取り組めている内容であること
	法令遵守確認事項が実施できていること ※例：職場におけるパワハラ防止措置を講じる義務 ：労働時間の客観的な記録により把握することの義務 等

【様式第8号 社会課題解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価】

本様式は、50 点満点で評点します。申請内容は以下の観点で評価を行います。

評価ポイント		点数
(1) 解決しようとする社会課題とアプローチ方法		3
札幌市内の社会課題の解決に資する内容となっているか		
アプローチ方法は明確かつ簡潔に記載されているか		
市外・国際的な社会課題の解決にも普及・波及させる内容となっているか		
(2) 社会課題解決に向けた現在の事業活動		4
社会課題解決に向けた事業活動が企業成長にも寄与する記載となっているか		
(3) 社会課題解決に向けた挑戦的な事業活動		12
事業活動を着実に実行するために必要な推進体制が整備されているか		
今後新たに実施予定の内容が記載されているか		
業界において先進性(又は独自性)のある取組で、継続的な成長が見込まれる内容となっているか		
「(2) 現在の事業活動」及び「(3) 挑戦的な事業活動」の共通の評価ポイント		8
ロジックモデルとの整合性があり、事業活動に必要なインプット、行動、アウトプット、アウトカムが整理されているか		
札幌市内外のステークホルダーとの連携により実現可能な内容となっているか		
もしくはステークホルダーとの連携促進のために効果的な内容となっているか		
(4) 見込まれる自社への経済効果		2
企業成長に資する効果が記載されているか		
現在の事業活動及び挑戦的な事業活動との整合性のある内容となっているか		
(5) 事業活動のロジックモデル	評価しない(上記(1)～(4)の内容と重複するため)	
(6) 事業活動を通じて5年後に目指す自社の姿		3
現在の事業活動及び挑戦的な事業活動との整合性のある内容となっているか		
社会課題の解決、企業成長の両側面を踏まえた目指す姿が設定されているか		
目指す姿を社内に浸透させるための取組を行っているか		
(7) 事業活動を通じた自社の挑戦的な目標		12
事業活動を通じて解決しようとする社会課題との整合性があるか		
「見込まれる自社への経済効果」との整合性があるか		
自社内で測りうるもので、進捗管理に適した目標となっており、事業活動のモニタリングを可視化できるものとなっているか		
目標設定は現状の取組の継続に終始しておらず、将来に向けた挑戦的な事業活動により算出される目標となっているか		
(8) 事業活動を通じて見込まれる地域社会へのインパクト		6
事業活動と整合性のあるインパクトとなっているか		
「環境」「社会」「経済」分野の内容に合ったインパクトが記載されているか		

4 認証までの流れ

- (1) 札幌 SDGs 企業ポータルサイトから申請してください。

Point

上述「3 評価のポイント」に沿った申請内容となっているか確認することができますので、申請前に、申請サポート機関(後述6)にて記載内容の確認を受けることを推奨しております。

申請内容の再検討が必要となる場合もあるので、申請締め切りまで余裕をもって確認を受けてください。

- (2) 札幌 SDGs 企業登録・認証制度サポート事務局(以下「事務局」という。)にて、形式面での申請書類の不備を確認します。不備があった場合は速やかに修正を行ってください。

- (3) ヒアリング調査は10月初旬から11月中旬の間にいきます。上記(2)の形式審査が完了した企業から順に日程調整のための web サイトの URL を送付しますので、速やかにご回答願います。

- (4) 事務局にて原則オンラインでヒアリング調査を実施します。

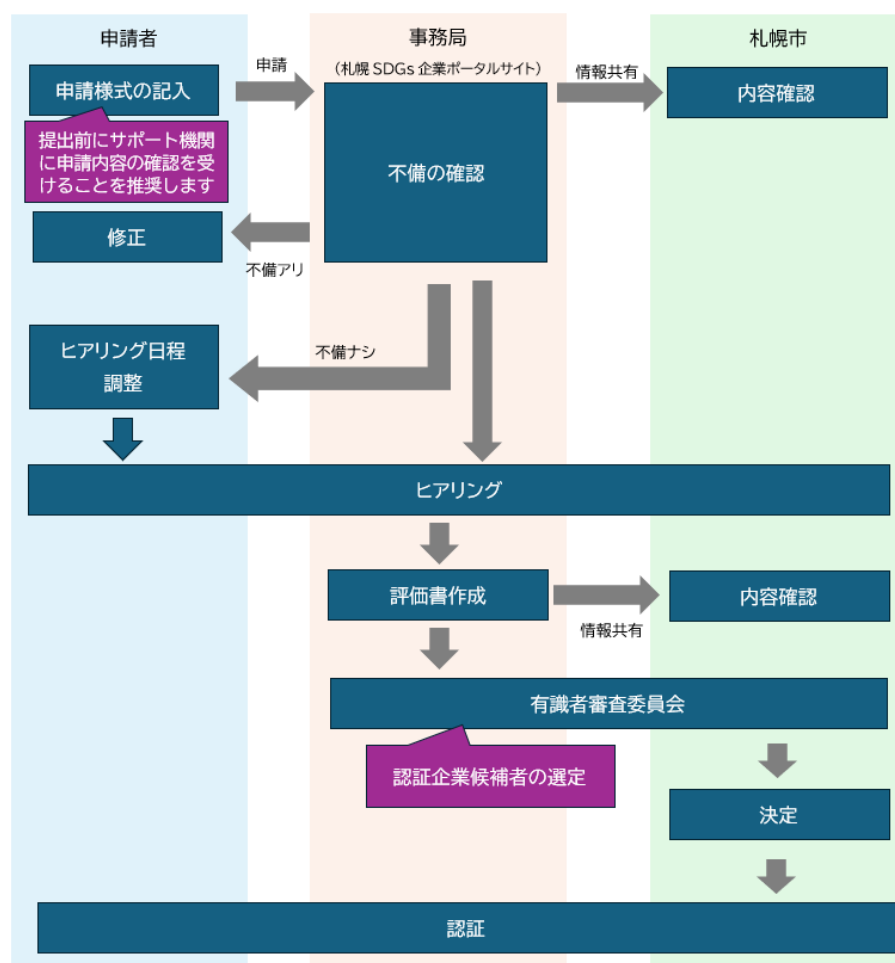
取組内容の詳細を確認いたしますので、説明可能な方が対応してください。また、「経営体制に関する SDGs の取組評価」にて、セキュリティ等の理由により、取組内容の挙証データを添付できなかった項目については、ヒアリング調査時に取組状況を確認しますので、あらかじめご準備ください。

- (5) 事務局にて、ヒアリング調査に基づき、評価書を作成します。

- (6) 有識者による審査会にて評価書の妥当性を審査し、認証企業の最終候補者を選定します。

- (7) 札幌市にて認証企業を決定・認証します。

<認証フロー>



5 認証のメリット

【札幌みらい資金の対象】

札幌市中小企業融資制度の「札幌みらい資金」を利用することができます。

※ 利用にあたっては、金融機関及び信用保証協会による審査があります。

<札幌みらい資金についてのお問い合わせ先>

経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 商業・経営支援課

TEL：011-211-2372

【認証企業専用のロゴマークの利用】

札幌 SDGs 先進企業認証制度に認証されたことを示す
専用のロゴマーク(右図)を名刺や企業 HP 等で使用できます。



【㈱PR TIMES によるプレスリリース配信サービスの無料利用】

㈱PR TIMES のプレスリリース配信サービスを利用して情報配信ができます。

※ 利用希望日から直近1年間で「PR TIMES」の利用実績がない企業に限ります。

※ 1社につき6か月間、3件まで無料です。6か月間経過後又は3件利用後は自動的に従量課金に切り替わりますが、利用がなければ費用はかかりません。

※ お申込みは別紙「PR TIMES 申込フロー」をご覧ください。

【経済観光局等の補助金の交付審査における加点措置】

経済観光局等が所管する補助金の交付審査において、認証企業に加点される場合があります。

※ 令和7年4月1日以降に募集される補助金が対象です。

※ 札幌市内に本社又は支店がある企業のみを対象とし、審査により交付対象者を決定する補助金が対象です。募集要項等をご覧のうえ、加点措置の対象の補助金かどうか必ずご確認ください。

【認証の実施】

認証式を実施し、認証企業の SDGs の取組を PR します。

【経済観光局主催の合同企業説明会等への優先参加】

経済観光局主催の合同企業説明会等に優先的に参加できます。

※ 参加希望企業が多数の場合は抽選となる場合があります。

<対象の合同企業説明会等 概要> ※いずれも参加は無料。以下の内容は変更となる場合があります。

実施主体	札幌市就業サポートセンター	札幌 UI ターン就職センター	シニアワーキングさっぽろ
実施時期	秋頃	対面形式：春と冬頃 オンライン形式：夏と秋頃	秋頃（3日間）
参加人数	約 300 人	各回約 10～50 人	約 1,500 人
参加企業数	約 70 社	各回約 10～40 社	約 130 社
実施手法	対面形式	対面形式、オンライン形式	対面形式
備考	就業サポートセンターへの登録が必要	札幌 UI ターン就職センターへの登録が必要	・60歳以上の求職者が対象 ・仕事体験の提供が必要
問い合わせ先	経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 雇用労働課 TEL：011-211-2278		

【学生による企業取材の優先訪問、取材レポートのポータルサイトでの発信】

市内の学生が SDGs に取り組む市内企業に取材を行います。認証企業には優先的に訪問し、取材レポートを札幌 SDGs 企業ポータルサイトにて発信します。

※ 訪問希望企業が多数の場合は、抽選となる場合があります。

【登録企業・認証企業の交流会への参加】

登録企業や認証企業を対象とした交流会に参加し、自社の取組を PR することができます。

6 札幌 SDGs 先進企業認証制度 申請サポート機関

認証制度の申請にあたり不明な点がある場合は、以下の機関がサポートを行います。サポート機関では、作成した申請内容について、評価基準に沿った考え方でサポートすることができますので、申請前に申請サポート機関に事前確認を受けることを推奨しています。

なお、申請サポート機関の事前確認により申請内容の再検討が必要となる可能性がありますので、申請締め切り日までに余裕をもって事前確認を受けて下さい。

市公式ホームページ及び札幌 SDGs 企業ポータルサイトにて、Excel ファイル形式の申請様式を掲載しておりますので、申請内容の検討の際にご利用ください。

		札幌 SDGs 企業登録・認証制度サポート窓口	札幌中小企業支援センター	三井住友海上火災保険(株)
対応者		中小企業診断士等	中小企業診断士	コンサルタント
対応手法		電話、メール、オンライン	電話、対面、オンライン、専門家派遣	対面、オンライン
無料対応上限回数		制限なし	制限なし	制限なし
申込先	電話	011-600-6184	011-200-5511	-
	メール・フォーム	info@sapporo-sdgs.com	info-chusho@sec.or.jp	https://forms.office.com/r/00fJVfX1R7 ※上記 URL 又は右記二次元コードからお申し込みください。 
場所		—	中央区北 1 西 2 北海道経済センタービル 2F	中央区北 3 西 2-6 札幌 MT ビル 3F
対応時間		平日 8:45-17:15	原則月曜日 9:00-12:00、 13:00-16:00	平日 9:00-17:00
備考		—	要予約 (予約は平日の上記の時間帯に受付可)	・要予約 ・同社は国が認定する経営革新等支援機関です
留意事項		・ ご相談は無料です。 ・ <u>申請書の記載の代行はいたしません。</u> ・ 自社にて一度申請様式を作成した上でご相談ください。		

7 認証後、公表する情報

認証企業の取組を広く周知し、市民や市内外の企業からの信頼獲得や、市内外企業との連携を促進するため、認証の決定を受けた場合は以下の内容を札幌 SDGs 企業ポータルサイトに公表します。

- ・ 「様式第6号 札幌 SDGs 先進企業認証制度申請書」に記載の「所在地」、「企業名」、「業種」
- ・ 「様式第7号 経営体制に関する SDGs の取組評価」の記載内容 ※添付データは非公表。

なお、認証の決定を受けた場合は、札幌 SDGs 企業ポータルサイトのマイページにログイン後、「取組発信記事」から、自社の SDGs に関する取組を発信することができますので、ぜひご活用ください。

8 進捗状況報告、認証資格の更新

進捗状況報告の場合は、認証を受けた日から1年を経過した日以後の最初の3月31日までに、認証資格の更新の場合は、認証を受けた日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までに、様式第8号「社会課題解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」に記載した挑戦的な事業活動内容と、「社会課題解決に向けた目標」及び「企業成長に向けた目標」の進捗状況を確認し、札幌 SDGs 企業ポータルサイトにてその内容を報告していただきます。

進捗が芳しくないことのみをもって認証が取消となることはありませんが、認証資格の更新がない場合は、取消となりますのでご注意ください。

9 認証内容の変更

認証を受けたあとに、認証申請時に提出した内容について、認証の決定に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合は、様式第4号「札幌 SDGs 企業登録・認証制度変更申請書」を、札幌 SDGs 企業登録・認証制度サポート窓口宛てに提出してください。

10 認証の辞退

認証を受けたあとに、認証の辞退を希望する場合は、様式第5号「札幌 SDGs 企業登録・認証制度辞退届」を札幌 SDGs 企業登録・認証制度サポート窓口宛てに提出してください。

11 認証の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことがあります。

- ・ 札幌 SDGs 先進企業認証制度証明書及び認証企業ロゴマークが不正に使用された場合
- ・ 市内企業としての活動実績がないと判断される場合
- ・ 申請内容に虚偽の申告があると判断される場合
- ・ 認証企業の実態が、認証の決定を受けた申請内容から著しく逸脱していることが明らかで、認証を取り消すことが適当であると認められる場合
- ・ 変更申請の内容が、認証基準に適合していないと認められる場合
- ・ 札幌 SDGs 企業登録・認証制度実施要綱第3条に規定する登録・認証資格を満たさないと判断

される場合

- ・ その他、市長が認証の取り消しが適当であると認めた場合

12 留意事項

【認証制度全般について】

- ・ 本認証制度は、社会課題の解決に資する取組を通じて成長する企業を認証するものであるため、「企業成長」の観点も重視しています。本認証制度への申請にあたっては、「企業成長」の観点で記載が可能かどうかをご検討ください。

【申請対象について】

- ・ 第6号様式「札幌 SDGs 先進企業認証制度申請書」の「業種」について、複数の業態で経営している場合は、売上高や付加価値額、従業員数など業務の実態を勘案した上で「主たる業種」を選択してください。

【第7号様式「経営体制に関する SDGs の取組評価」について】

- ・ 当様式では、現在の取組内容を記載していただくため、これから取り組もうとする内容（「～～する予定」、「～～したい」、「～～を目指す」）は評価対象外です。
- ・ 添付する挙証データは、取組内容が確認できる書類を想定しており、例えば ISO45001 の認証を取得した際の認定書の写しや、ホームページ等で公開されている内容の pdf データなどが挙げられます。個人情報を含むデータは添付しないでください。
- ・ 各項目における具体的な取組内容は複数記載していただくことが可能です。取組の個数は評価に影響を与えませんが、国の認定制度（健康経営優良法人認定制度等）を取得している場合は加点となる場合がありますのでご記載ください。
- ・ 「多様な働き方の推進」と「ダイバーシティ経営の推進」など、項目によっては取組内容が類似する場合がありますが、可能な限りその項目の考え方に沿った表現にしてください。
- ・ 「再エネの利用状況」、「使用電力に対する再エネの割合」、「温室効果ガスの把握と公表」については、プルダウンから選択式となっておりますが、「利用していない」「把握していない」「公表していない」の選択をもって申請不可とはなりません。一方で、脱炭素に関する項目は重点項目に位置付けていることから配点が高くなっておりますのでご留意ください。

【第8号様式「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」について】

【第8号様式別紙「事業活動のロジックモデル」について】

- ・ ロジックモデルは申請書類としての位置付けですが、様式第8号「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」の作成にあたって、事業活動内容を整理するための様式であり、評価の対象外となるため、ロジックモデルに記載した内容は、様式第8号「社会課題の解決と企業成長の同時実現に関する事業活動評価」に漏れなく落とし込んでください。
- ・ 「社会課題解決に向けた目標」の指標は、ロジックモデルの『社会課題解決に関する「アウトカム」』の中から設定してください。
- ・ 「企業成長に向けた目標」の指標は、ロジックモデルの『自社の経済効果に関する「アウトカム」』の中から設定し、「見込まれる自社への経済効果」にも落とし込んでください。そのため、

『自社の経済効果に関する「アウトカム」』-「見込まれる自社への経済効果」-「企業成長に向けた目標」は同一となります。

- ・ 「事業活動を通じて見込まれる地域社会へのインパクト」では、事業活動を通じて、自社内のみならず、北海道・札幌市の地域社会に好影響を及ぼすことが見込まれる内容を記載してください。

【札幌 SDGs 先進企業認証制度 申請サポート機関について】

- ・ 申請サポート機関では、作成した申請内容についての相談を受け付けております。評価基準に沿った考え方でサポートすることができますので、申請前に申請サポート機関に事前確認を受けることを推奨しています。
- ・ 申請サポート機関の事前確認により申請内容の再検討が必要となる可能性がありますので、申請締め切り日までに余裕をもって事前確認を受けて下さい。
- ・ ただし、申請サポート機関では申請書の記載の代行は一切いたしませんので、自社にてあらかじめ申請様式を作成したうえでご利用いただきますようお願いいたします。
- ・ 事前確認は認証を保証するものではありませんのでご注意ください。

【札幌 SDGs 先進企業認証制度についてのお問い合わせ先】
札幌 SDGs 企業登録・認証制度サポート窓口

電話：011-600-6184（平日 8：45～17：15）

E-mail: info@sapporo-sdgs.com

札幌 SDGs 企業ポータルサイト

<https://www.sapporo-sdgs.com/>